※入札公告を必ず確認してください。（海老名市ホームページに掲載しています）

入札案件概要書（工事）

契約番号：8142

件　名	本庁舎無停電電源装置更新工事	
履行場所	海老名市勝瀬 175 番地の 1	
工　期	令和 8 年 8 月 27 日～令和 9 年 8 月 27 日（366 日）	
工事の内容等	別紙　仕様書等　のとおり ○複数年契約　○入札は期間全体の税抜金額 ○令和8年度の支払いはありません。	
予定価格	32, 164, 000 円（税込）	29, 240, 000 円（税抜）
最低制限価格	有り（事前算定型） 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
入札方法等	条件付一般競争入札（電子入札）	
質疑 （仕様等に関する事項）	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	080　電気 経審　－　点以上　－　点未満	○下請契約の請負代金の合計の額が５千万円（建築一式工事の場合は８千万円）以上となる場合には特定建設業の許可が必要です。 併せて、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
	発注区分 詳細は入札公告で確認してください。	第　1　区分	第１・第２区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	告示日現在で社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。　※法令に基づき社会保険適用を除外されている場合を除く	
	落札件数制限	あり　（第１区分及び第２区分の同日開札の工事で、基本数 1 件まで） 詳細は入札説明書等を参照してください。	
配置技術者等の兼任について		本案件に配置する主任（監理）技術者及び現場代理人は、工事・コンサル・一般委託の区分を問わず同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 （システム添付）		参加資格確認申請時に次のファイルを添付してください。 ファイルは一つにまとめてください。 ○告示日現在で社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していることを証する書類の写し。（次の（1）～（3）のいずれか） （1）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査）の写し ※経営事項審査の有効期限内の通知書を提出していれば提出不要 （2）（同通知書発行後に社会保険に加入した場合）健康保険、厚生年金保険及び労働（雇用）保険料の領収書の写し （3）（法令に基づき社会保険適用を除外されている場合）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書	
入札時提出 （システム添付）		○入札金額積算内訳書 別添のエクセルファイル「入札金額積算内訳書（工事入札時システム添付）」をダウンロードして使用してください。システムへはPDF化して添付してください。	
落札候補者が提出する書類 （FAX046-232-6574）		開札後、落札候補者は次の書類をＦＡＸで提出してください。 （落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。） ○配置技術者等に関する書類 ○建設業許可の確認できる書類	

本庁舎無停電電源装置更新工事

内容説明事項書

海　老　名　市

1. 工 事 名 称　本庁舎無停電電源装置更新工事

2. 工 事 場 所　海老名市勝瀬175番地の１

3. 工 事 概 要　本庁舎地下1階に設置されている無停電電源装置の更新を行うもの。

■　工事内容
・無停電電源装置更新工事
・上記機器撤去工事

4. 工 事 期 間　令和8年8月27日　から　令和9年8月27日　まで

5. 設 計 図 書　上記諸条件に依る見積に必要な図書は下記とする
(1)設　計　図 ･････････････････････････････････････　8 枚
(2)内容説明事項書(本書・環境配慮マニュアル) ･････････････････････　5 枚

6. 数 量 書　(1)数　量　書 ･････････････････････････････････････　7 枚
※数量書は、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に参考数量として公表するものである。

7. 法 令 の 遵 守　本工事の実施に当たり、建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。

8. 官 公 署 手 続　官公署手続きは、全て受注者の責任と負担に於いて行うこと

9. その他の事項

項　目	適　用		内　容	備　考
(1)事業区分				
①事業区分	□ 補助事業 ■ 市単事業			
(2)工事監理体制				
②工事監理体制	■ 市担当者 □ 外部委託者			
(3)工程関係				
①工期内施設利用	■ 有	□ 無		安全対策を施し、各関係者の安全確保を図ること
②関連工事、その他工事	□ 有	■ 無		
③施工時期の制限	■ 有	□ 無	令和９年７月17日から 令和９年７月18日まで	施工部分の停電を行える期間
④施工時間の制限	□ 有	■ 無		施設運営に支障のないよう留意すること
⑤協議未成立事項	□ 有	■ 無		

項　　目	適　　用		内　容　等	備　考
(4) 仮設関係				
①仮設計画	■ 有	□ 無	図示 （仮設計画図による）	受注者において、発注図の仮設計画図を参考に作成し、事前に施設管理者及び市担当者等の承諾を受けること
②交通誘導員	□ 有	■ 無		
③工事用電力、 水の利用	□ 有	■ 無	受注者対応	
④濁水・湧水処理における特別な対策等	□ 有	■ 無		
(5) 支給品				
①支給品について	□ 有	■ 無		
(6) 建設副産物関係				
①建設発生土	□ 有	■ 無		
②建設副産物 建設廃棄物	■ 有	□ 無		
③その他 （特別産業廃棄物等）	□ 有	■ 無		
(7) 各種調査、使用制限				
①各種調査	□ 有	■ 無	特記仕様書による	
②使用制限 関係法令、規則等を遵守するのは当然のこと右記事項にも配慮すること	■ 有	□ 無	揮発性有機化合物等	本工事に使用する材料は、揮発性有機化合物等の放散しないもの又は放散量の少ないものを使用すること （Ｆ☆☆☆☆使用）
(8) 現場対応				
①現場照査等	事前調査を十分に行い、不明確な部分は工事打合簿により施工前に市監督員と協議し、確認をとること			
②公衆災害	本工事における振動・騒音・粉塵・悪臭等については、特に注意し、付近住民とのトラブルについては、受注者の責任において解決すること			
③原形復旧	工事範囲内の備品類の移動及び養生、清掃については、受注者の責任において実施し、工事後は原形に復すること			
(9) その他				
①適用基準等 （海老名市ホームページ）	■ 「海老名市公共工事共通事項書」による ■ 「海老名市公共建築工事積算要領」による ■ 「海老名市公共建築工事積算要領の運用（令和７年４月改定）」による □			
②工事完成図書	■ 海老名市ホームページ－検査担当からのお知らせ 「18 工事関係様式」内、工事提出書類チェックリストによる ■ 海老名市ホームページ－営繕課担当事務 「海老名市営繕工事　工事提出書類作成等の手引き」による			
③海老名環境マネジメントシステム	市では、海老名環境マネジメントシステムの運用に伴い、「公共工事環境配慮マニュアル」が適用となった。よって本工事では、その環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる作業について環境配慮に努めること			
④法定外の労災保険の加入	本工事において、受注者は法定外労働災害補償制度（法定外の労災保険）に加入すること。また、受注者は保険契約を締結したときは、発注者にその証券等を提示すること			

公共工事において配慮すべき環境要素

海老名市の公共工事において配慮の対象とすべき環境要素は、以下の一覧表のとおりとする。これらの環境要素は、工事施工過程の環境負荷の低減はもとより、公共工事の成果として地域及び地球環境に有益な影響が得られるためには不可欠なものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑
		②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)地形・地質	その場所本来の地形・地質とそれに依拠する生態系
	(3)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(4)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
	(5)歴史的遺産	①地表に存在する文化財、遺跡等
		②埋蔵文化財
	(6)景観	①その土地の現在の景観
		②その土地に現在ある眺望地点とそこからの景観
		③道路等、都市基盤施設がもたらす景観
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属・水・岩石等の鉱物資源
		②木材等の森林資源
	(2)大気	①公園、屋外体育施設又は工事などで発生する砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境
		②自動車の排ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの排水の影響を受ける水系
		②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系
		③土木工事により影響を受ける地下水
	(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面
	(5)建設副産物	①排出土
		②コンクリートガラ
		③アスファルトガラ
		④伐採材
		⑤まだ使用可能な製品
		⑥鉄骨・鉄筋・その他の金属類の切りくず
		⑦不要木材
		⑧PCB等の毒性物質
		⑨その他の建設廃材
	(6)熱帯林	コンクリート型枠などに使用され、減少を続ける熱帯林資源
3 生活環境	(1)騒音	①工事作業機械の稼動による騒音
		②工事用車両走行による騒音
		③公園、野球場、陸上競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①工事作業機械の稼動による振動
		②工事用車両走行による振動
	(3)悪臭	しゅんせつ土等の悪臭
	(4)電波障害	大規模建築物による電波受信状態への影響
	(5)日照障害	大規模建築物による日影時間への影響
	(6)地域生活環境	①公園、野球場、陸上競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境
		②道路整備におけるルート又は道路構造による地域分断
		③歩道若しくは道路横断施設又はその他の公共施設等における高齢者・障害者の安全な通行・歩行環境
		④大規模建築物の駐車場等への出入り車両により影響を受ける交通の安全性
		⑤工事車両の出入りにより影響を受ける交通の安全性

□ 設計･施工時に配慮する事項

7. 電気設備工事

作業	配慮事項	環境要素
電気設備	省エネ型機器を採用する。	2-(1)-① 2-(2)-③
排出物	材種別に分別収集し、リサイクルできるものは必ず再生プラントへ搬入する。	2-(5)-①～⑨
	廃棄物の適正処理（マニフェスト管理）	2-(5)-①～⑨
	ＰＣＢ等の適切な管理・処分を行う。	2-(5)-⑧
工事作業機械･車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。	3-(1)-①
	排ガス規制に適合した作業機械・車両（ディーゼルエンジン）を使用する。	2-(2)-②
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。	3-(1)-①② 3-(2)-①② 3-(6)-⑤
	道路以外の場所に作業機械搬入車両、ダンプトラック等の待機場所を確保する。	3-(6)-⑤
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。	2-(2)-② 3-(1)-①

令和8・9年度

数 量 書

工 事 名 称　　本庁舎無停電電源装置更新工事

工 事 場 所　　海老名市勝瀬175番地の１

工　　期　　令和8年8月27日から令和9年8月27日まで

工 事 概 要　　本庁舎地下1階に設置されている無停電電源装置の更新を行うもの。

■　工事内容

・無停電電源装置更新工事

・上記機器撤去工事

工事費内訳

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
電気設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
電気設備工事	1	式		
計				

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
市庁舎	1	式		
計				

市庁舎

名　称	数　量	単位	金　額	備　考
電力貯蔵設備	1	式		
計				

市庁舎	電力貯蔵設備			交流無停電電源		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
UPS無停電電源装置	50kVA	1	面			
入出力盤		1	面			
出力分岐盤		1	面			
搬入費		1	式			
搬出費		1	式			
撤去		1	式			
試験調整費		1	m			
養生・清掃		1	式			別紙 00-0001
発生材処分費		1	式			別紙 00-0002
収集運搬費		1	式			別紙 00-0003
計						

市庁舎		電力貯蔵設備			交流無停電電源	
名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　　価	金　　額	備　　考
養生・清掃		1	式			別紙 00-0001
整理清掃後片付け(内部改修)	搬出入路部分	55	m²			
養生(内部改修)	搬出入路部分	55	m²			
計						
発生材処分費		1	式			別紙 00-0002
混合廃棄物		3	m3			
計						
収集運搬費		1	式			別紙 00-0003
収集運搬費		1	回			
計						

本庁舎無停電電源装置更新工事

図　面　リ　ス　ト	
電　　気	
Ｅ－００	表紙、図面リスト
Ｅ－０１	特記仕様書
Ｅ－０２	案内図・配置図
Ｅ－０３	地下１階平面図・仮設計画図
Ｅ－０４	新設総合単線結線図
Ｅ－０５	新設盤外形図（参考）
Ｅ－０６	既設総合単線結線図
Ｅ－０７	既設盤外形図（参考）

海老名市
Ebina City

図面名称	表紙、図面リスト	図面番号	E-00
縮尺	N.S		
件名	本庁舎無停電電源装置更新工事		

電気設備改修工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　本庁舎無停電電源装置更新工事

2．工事場所　海老名市勝瀬175番地の１

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	建築面積(㎡)	消防法施行令別表第一による用途区分	備考

4．工事種目（◎印のついたものを適用する。）

工事種目＼建物別及び屋外	工事種別：屋内				屋外	備考
・電灯設備						
・動力設備						
・電熱設備						
・雷保護設備						
・受電設備						
・電力貯蔵設備	◎					
・発電設備						
・構内情報通信網設備						
・構内交換設備						
・情報表示設備						
・映像・音響設備						
・拡声設備						
・誘導支援設備						
・テレビ共同受信設備						
・監視カメラ設備						
・防犯・入退室管理設備						
・自動火災報知設備						
・中央監視制御設備						
・						
・構内配電線路						
・構内通信線路						
・電波障害調査	別紙仕様書による					

5．指定部分　※ なし　・ あり（工　期：令和　年　月　日）
（対象部分：　　）

Ⅱ．特記仕様書

1．一般事項

（1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編，最新版）」，公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編，最新版）」（以下「標準仕様書」という。），同部設備・環境課監修の「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編，最新版）」（以下「標準図」という。），及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（最新版）」による。

（2）機械設備工事及び建築工事き本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。

2．特記事項

（1）項目は番号に○印のついたものを適用する。

（2）特記事項は，○印のついたものを適用する。◎印の付かない場合は，※印の付いたものを適用する。
◎印と◎印の付いた場合は，共に適用するものとする。

章	項目	特記事項
一般共通事項	①．適用基準等	○ 工事写真の撮り方（建築設備編）（国土交通省大臣官房営繕部監修）
	②．機材等	○ 本工事に使用する機材等は，設計図書に規定するもの，またはこれらと同等のものとする。ただし，これらと同等のものとする場合は，監督職員の承諾を受けるものとする。 ○ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては，揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 ○ 使用する材料のホルムアルデヒド仕様は，日本工業規格及び日本農林規格のＦ☆☆☆☆規格品，壁装材料協会規格適合品または同等品，化学物質等製品安全データシート等にホルマリン不使用が明示されたものとする。
	③．機材の品質・性能証明	本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し，監督職員の承諾を受ける。 また，「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（（社）公共建築協会）によって所要の品質・性能を有すること の評価を受けた材料・機材等を使用する場合は，評価書の写しを監督職員に提出するものとする。
	④．保険	本工事着手前に工事目的物及び工事材料等を，本工事完了後引渡し期日まで火災保険及びその他の保険に付し，写しを監督職員に提出する。
	⑤．施工計画書・施工図等	工事の着手に先立ち，工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し，監督職員に提出する。 工事の施工に先立ち，工種別施工要領書及び施工図等を作成し，監督職員の承諾を受ける。
	⑥．手続き	工事の着手，施工及び完成において，官公署その他関係機関への必要な諸手続き等は監督職員と協議の上，請負者が遅滞なく処理する。なお，当該手続きに係る費用は請負者の負担とする。
	⑦．施工条件	別添の本工事内容説明事項書による。
	⑧．工事実績情報の登録	請負額が５００万円以上の場合は，ＣＯＲＩＮＳに登録する。 受注時，変更時及び完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け，登録手続きを行い，工事カルテの受領証を監督職員に提出のこと。
	⑨．事故報告	施工中に事故が発生した場合は，直ちに監督職員に通報するとともに，「事故報告書」（任意様式）を別に指示する期日までに監督職員に提出する。
	⑩．電気保安技術者	電気工作物に係る工事においては，電気保安技術者を置くものとする。
	⑪．工事用電力，水，他	本工事に必要な工事用電力（本受電後の電力基本料金等を含む），水などの費用は引渡ますまで請負者の負担とする。
	12．工事用仮設物	構内につくることが　・できる　・できない
	13．監督員事務所	・ 設けない　・ 設ける
	14．足場，さん橋類	・ 別契約の関係請負者が設置したものは，無償で使用できる。　・ 本工事で設置する。 なお，仮組足場を設ける場合は，「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月改訂）によるものとし，二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。
	⑫．工事表示板	○ 設置する（海老名市公共工事共通事項書による）　・ 設置しない
	16．工事用通路	・ 指定しない　・指定する（図示）
	⑬．発生材の処理等	発生材の処理 ・ 引渡しを要するもの　（　　） ・ 特別管理産業廃棄物　（ ・ ＰＣＢ使用機器　・　　） 受入施設名・所在地　： ・ 現場において再利用を図るもの（　　） ・ 再資源化を図るもの ・ その他安定型廃棄物　（　　） 受入施設名・所在地　： ・ その他管理型廃棄物　（　　） 受入施設名・所在地　： ＰＣＢを含有する機器等については，飛散・流出がないように現場において適切な場所に保管すること。 保管場所は監督職員との協議による
	18．残土処理	・ 構内指示の場所に敷き均し　・ 構内指示の場所に堆積　・ 構外搬出
	⑭．耐震施工	耐震施工における設備機器の固定は，「建築設備耐震設計・施工指針」（建設省住宅局建築指導課監修）による。 本工事の施設分類は（ ・ 特定の施設　・一般の施設 ）で地域係数は１とし，設計用標準水平震度は下表のとおりとする。なお，（ ）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。

設計用標準震度＼設置場所	特定の施設：重要機器	特定の施設：一般機器	一般の施設：重要機器	一般の施設：一般機器
上層階，屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中層階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一階及び地下層	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

重要機器類
・ 配電盤　・ 発電装置　○ ＵＰＳ装置　・ 直流電源装置
・ 交換機　・ 受信機（自立型）　・ 中央監視装置　・ 情報通信ラック
重量が１００kg以下の軽量な機器（標準仕様書の適用を受けるものは除く）においても，耐震を考慮し，据付等を行うものとするが，前記指針の方法によらなくてもよい。

20．風圧加重　※ 風速６０ｍ／ｓ　・ 風速４０ｍ／ｓ
・ 雷保護設備受雷部　・ 照明ポール・基礎　・ テレビ共同受信装置アンテナ・アンテナマスト

21．他工事との工事区分　他工事との工事区分は図面に特記なき場合，別途「工事区分表」による。

22．保温，結露防止　外部に面する壁，天井でＦＰ板（スタイロホーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは，保温，結露防止処理を行う。

23．電線類　本工事では環境配慮の観点から，原則としてＥＭケーブルを使用するものとする。
なお，標準仕様書第６編　通信情報設備工事　第１章　機材　第１節　電線類等　1.1.1　電線類等　表1.1.1電線類に「ＥＭ－ＭＥＥ－Ｓ」を追加する。

24．合成樹脂製可とう管　合成樹脂製可とう管は，ＰＦ管とする。（温度による分類はタイプ－25を標準とする）

25．二種金属製可とう管　露出箇所　・ ビニル被覆あり　・ ビニル被覆なし
いんぺい箇所　・ ビニル被覆あり　・ ビニル被覆なし

26．電線本数，管路など　分電盤，制御盤，端子盤などの２次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは，監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
また，機械室等の床配線は図面上ＰＦ管で記載している場合であっても，立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし，その場合は全長にわたって接地線を設ける。

27．インサート　鋼鉄製とする。なお，床版で保温板打込み部分は，断熱材用インサート（亜鉛めっき製品）を使用する。

28．呼び線　長さ１ｍ以上の通線しない電線管には，１．２ｍ以上のビニル被覆鉄線を通線する。

29．フラッシュプレート　図面に特記なき場合，（ ・ 金属製（ステンレス・新金属も含む）　・ 樹脂製 ）とする。

30．フロアプレート・ベース　・ 水平高低調節付（空転防止リング付）　・ 鋼合金製　・ アルミ合金製

31．支持金物，固定金物　屋外の機器及び配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（ＳＵＳ３０４）とし，屋外機器のアンカーボルトのナットには，ナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。
また，振動をともなう機器の支持金物のナットは，ダブルナットとする。

32．あと施工アンカー　施工方法　○ 接着系　（ ○ 有機系　・ 接着剤 ）
○ 金属拡張系　（ ○ 本体打込式　・　 ）
性能・施工確認　・ 行わない　○ 行う

33．接地極の種別・表示等　接地極は図面に特記なき場合，下表による。なお，ＥＢの長さは１，５００mmとする。
ただし，Ｄ＝１０は１，０００mm，Ｗ＝３０は１，２００mmとする。
装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格，数量
・ 雷保護設備用接地	ELA	Ω以下	ＥＰ×２
・ 雷保護設備用接地	ELA	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×　連一　組
・ 共同接地	EA・ED・ELH	10Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・ 共同接地	EA・EC・ED	10Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・ Ａ種	EA	10Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・ Ｂ種	EB	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×２
・ Ｃ種	EC	10Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・ Ｄ種	ED	100Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×１
・ Ｄ種（ＥＬＢ）	ED (ELB)	100Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×１
・ 構内交換機（隔極）用	Et	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連一　組
・ 本配線盤の保安装置	EAt	10Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・ 電話引込口の保安器	EDt	100Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×１
・ 拡声増幅器	EDa	100Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×１
・ 防犯装置用	ES	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連一　組
・			
・ 測定用	Eo	―――	ＥＢ（Ｄ＝10又は(Ｗ＝30)×１
・ 避雷器用（低圧用）	ELL	10Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・ 避雷器用（高圧用）	ELH	10Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝14又は(Ｗ＝40)×３連－２組
・ 構造体接地			建築構造体利用（通信用も含む）

34．総合調整　各機器の個別運転後に総合調整を行い，報告書を提出すること。
・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 照明装置　・ 構内交換設備　・

35．塗装工事　下記部位に使用する外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。
・ 屋外　・ 厨室　・

36．山留め　切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き，掘削の深さが1.5mを超える場合には，山留めを行うものとする。

37．舗装工事　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）２２章（舗装工事）及び建築工事監理指針（下巻）２２章（舗装工事）による。

38．はつり　既存コンクリート床，壁などの配管貫通は，原則としてダイヤモンドカッターによる。

39．再使用機器　再使用する機器は，現場内で清掃，絶縁抵抗測定のうえ，取り付ける。

40．撤去後の補修等　機器撤去後の天井，壁及び床等の補修は，既存仕上げと同等とする。なお，施工に際し，既存設備及び施設に損傷を及ぼした場合は，原状に復旧する。

41．アスベスト　アスベストについては，労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・廃棄物処理法等に則り処理を行うこと。
アスベスト使用状況（　　）

42．有害物質の取り扱い　ＰＣＢ（変圧器，コンデンサ，安定器等）、鉛・カドミウム（鉛蓄電池，小形二次電池等）、水銀、放射性物質（イオン化式感知器等）の有害物質の含有を撤出前に確認し、監督職員に報告書を提出するとともに、その処理方法を監督職員と協議し、関係法令に基づき適正に取り扱うこと。

電灯設備

1．工事範囲　・ 配管　○ 配線　・ 分電盤類　○ 機器類

2．電気方式　・ 幹線　単相３線式　１００／２００Ｖ　５０Ｈｚ
○ 分岐　単相３線式　１００／２００Ｖ
○ 分岐　単相２線式　１００Ｖ
幹線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線
分岐　電灯　○ 合成樹脂管配線　○ 金属管配線　○ ケーブル配線　・ その他（　　）
コンセント　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ フロアダクト配線　・ その他（　　）
屋外露出　・ 合成樹脂管配線　・ 金属管配線　・ ケーブル配線
ボックス　・ 合成樹脂製　・ 金属製

3．施工方法

4．照明器具　ＬＥＤ　○ 一体型　○ 直管型(JEL801)　・ 直管型(JEL802)　○ ダウンライト　○ その他

5．防災用照明器具　・ 非常用照明器具（ ・ 電池内蔵形　・ 電源別置形 ）
・ 誘導灯（ ・ ＬＥＤ誘導灯　・ 誘導標識 ）

6．照度測定　照度測定は，原則，本工事範囲全て行うものとするが，これにより難い場合は監督職員との協議による。

7．ハイテンション
アウトレット　・ 鋼合金製　・ アルミ製
・ 飛び出し形　・ 外部固定形

8．人感センサ付プレート　照明の人感センサ制御を行う部屋には，注意プレートを設置する。

9．予備配管　埋込形分電盤からの立上り予備配管は，予備の配線用遮断器が４個以下の場合は（ＰＦ２２）を１本，５個以上の場合は（ＰＦ２２）を２本以上，天井裏まで立上げる。
梁下に配管・配線スペースのない梁には，１スパンにＶＥ（３６）２本を予備スリーブとして埋込む。

動力設備

1．工事範囲　○ 配管　○ 配線　○ 制御盤類

2．電気方式　○ 幹線　三相３線式　２００Ｖ　５０Ｈｚ
○ 分岐　三相３線式　２００Ｖ

3．施工方法　幹線　○ 金属管配線　○ ケーブル配線　・ その他
分岐　○ 合成樹脂管配線　○ 金属管配線　・ その他
屋外露出　○ 合成樹脂管配線　○ 金属管配線　・ ケーブル配線
ボックス　○ 合成樹脂製　○ 金属製

4．警報盤　○ 壁掛形（電源装置　○ 内蔵　・ 別置 ）　・

5．電磁開閉器用押釦（遠方操作用）　※ 埋込連用形配線器具　・

6．機器への接続　電動機などへの接続は本工事とする。

7．電動機等の接地　図示以外は金属管接地とする。

8．進相用コンデンサ　各負荷ごとに適合するコンデンサを取り付ける。

9．電気自動車用充電装置　・ 機器類　・
・ 普通充電装置　電圧　相　Ｖ　・ 屋外型　・ 屋内型
・ 急速充電装置　直流電圧　Ｖ

電熱設備

1．電気方式　幹線　相　線式　Ｖ　５０Ｈｚ
分岐　相　線式　Ｖ

2．施工場所及び面積　・　（　　㎡）　・　（　　㎡）

雷保護設備

1．工事範囲　・ 受雷部　・ 引下げ導線　・ 接地極埋設

2．受雷部　・ 突針　・ 棟上導体　・ 笠木（別途）など

3．避雷導線　・ 引下げ導線　・ 構造体利用

4．接地極　※ 接地極埋設　・ 構造体利用（測定時期　　回数　　）

5．測定用補助接地極　・ 設置

受変電設備

①．工事範囲　○ 機器類　・

②．電気方式　○ 高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Ｈｚ
・ 低圧　三相３線式　２００Ｖ　・ 低圧　単相３線式　１００Ｖ／２００Ｖ

③．引込ケーブル　○ ＥＭ－ＣＥＴ３８°　・ ＥＭ－ＣＥＴ６０°
・ ＥＭ－ＣＥ３８°－３Ｃ　・ ＥＭ－ＣＥ６０°－３Ｃ　・

④．配電盤　・ 屋内形　・ 屋外形（防塵処理及び結露対策を施す）
○ キュービクル式配電盤　・ 高圧閉鎖配電盤　・　・

⑤．主遮断装置　○ 限流ヒューズ及び高圧負荷開閉器（ＰＦ－Ｓ）　・ 高圧交流遮断器（ＣＢ）
定格遮断電流　　ｋＡ

⑥．高圧機器類　・ 油入式　○ モールド
・ 手動　・ 電動　・ 電磁

⑦．変圧器　○ 単相変圧器　５０ｋＶＡ　○ 三相変圧器　１００ｋＶＡ
（油入式：ＪＩＳ Ｃ４３０４-2015適合品 乾式：ＪＩＳ Ｃ４３０６-2013適合品）

⑧．進相用コンデンサ　・ 低圧　○ 高圧
・ 油入式　○ モールド

⑨．リアクトル　○ ６％　・ １３％
・ 油入式　○ モールド

10．自動力率制御装置　・ メーターリレー形　・ 静止形

⑪．測定用補助接地極　・ 設置（○ 再使用）

電力貯蔵設備

1．直流電源装置　※ 非常用照明器具電源，受変電設備制御電源供用　・ 受変電設備制御専用　・ 非常用照明器具専用
蓄電池　・ 鉛蓄電池（ ・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・ 長寿命形ＭＳＥ　・　）
・ アルカリ蓄電池（ ・ ＡＨ　・ＡＭＨ　・　）
・ リチウムイオン蓄電池

②．交流無停電電源装置　用途（　　）
容量　５０ｋＶＡ
蓄電池　・ 鉛蓄電池（ ・ ＨＳ　・ ＣＳ　・ ＭＳＥ　・ 長寿命形ＭＳＥ　・　）
・ アルカリ蓄電池（ ・ ＡＨ　・ＡＭＨ　・　）
・ リチウムイオン蓄電池

発電設備（既存）

①．工事範囲　・ 機器類　・

②．形　式　○ 簡易形　○ キュービクル式　・ オープン形　・
・ 屋内形　・ 屋外形

③．発電機　電気方式　相　線式　５０Ｈｚ　電圧　Ｖ　定格出力　ｋＶＡ　運転時間　時間

④．原動機　種類　○ ディーゼル　・ ガスタービン　・
定格出力　ｋＷ以上　（　ＰＳ以上）
始動方式　○ 電気式　・ 空気式
冷却方式　○ ラジエータ式　・ 水冷循環式

⑤．燃　料　種類　○ 軽油　・ 灯油　・ Ａ重油
燃料小出槽　Ｌ
主貯油槽　・ なし　○ あり（ ・ 別途　・ 本工事：　）

6．太陽光発電装置　太陽電池アレイ公称出力　ｋＷ
パワーコンディショナ　相　線式　定格電圧　Ｖ　定格出力　ｋＷ
自立運転　・ 有　・ 無
蓄電池　・ 有（定格容量　ｋＷｈ）　・ 無

7．系統連系　・ 有　・ 無

構内交換設備

①．工事範囲　・ 交換機　・ 電話機　○ 配線（ ・ 全部　○ 端子盤以降 ）
（○ 既存配管再使用）

2．電話交換機　形式　・ ボタン電話装置　・ デジタルＰＢＸ　・ＩＰ－ＰＢＸ　・ＶｏＩＰサーバ
回線数　局線　／　回線　内線　／　回線

3．電話機への配線　電話機１台につき，下記のものを見込む。
・ ＥＭ－ＴＩＥＦＯ．６５－２Ｃ（ ・ ２０ｍ　・　）
・ ＥＭ－ＥＢＴＯ．４－２Ｐ（ ・ ２０ｍ　・　）
・ ワイヤーブロテクタ　（樹脂製　外形寸法約２０×８）１．５ｍ

④．ローテンションアウト　○ 一般電話用　個（ ・ 納入する　・ 取り付ける ）
レット（亀甲形）　○ 鋼合金製　・ アルミ製

⑤．保安器用接地　○ 本工事（○ 再使用）　・ 別途工事

①．工事範囲図及び施工方法

項目＼工事範囲：配管	配線	機器類	施工方法：合成樹脂管配線	金属管配線	ケーブル配線
・ 構内情報通信網	○	○	・	○	・
・ 情報表示	○	○	○	○	○
・ 映像・音響	○	○	○	○	○
・ 拡声	○	○	○	○	○
・ 誘導支援	○	○	○	○	○
・ テレビ共同受信	○	○	○	○	○
・ テレビ電波障害防除設備	・	・	・	・	・
・ 監視カメラ	○	○	○	○	○
・ 駐車場管制設備	・	・	・	・	・
・ 防犯・入退室管理	○	○	・	○	○
ボックス	○	合成樹脂製	・	金属製	・

2．構内情報通信網設備　種類　・ １０ＢＡＳＥ－Ｔ　・ １００ＢＡＳＥ－ＴＸ　・ １０００ＢＡＳＥ－Ｔ
・ １０ＧＢＡＳＥ－ＳＲ　・

③．情報表示設備　○ 親時計　２　回線（ ○ 壁掛形　・ 自立形 ）
（ ○ 電子式チャイム組込　○ プログラムタイマ組込 ）

④．映像・音響設備　・ 増幅器　Ｗ
・ ＶＴＲ（ ・ ＤＶＤ　・ ＢＤ　・ Ｓ－ＶＨＳ　・　）
・ プロジェクタ（ ・ 前面投射式　・ 背面投射式 ）
○ 音響設備　○ ＣＤ　○ ＭＤ　○ オーディオレコーダー　・ カセット　・　・

⑤．拡声設備　・ 一般放送用　○ 非常放送兼用
○ 増幅器　９０Ｗ　※ 卓上形　○ キャビネットラック形）

⑥．誘導支援設備　・ インターホン　○ トイレ等呼出装置　・ 音声誘導装置

⑦．テレビ共同受信設備　○ テレビアンテナ（ ○ ＡＵ－２０ＥＬ・ ＣＳＢＳＡ－　・ ＣＳＡ－　）
○ 地上波アンテナマスト（ ○ 壁面取付形　・ 自立形 ）
・ ＢＳアンテナマスト（ ・ 壁面取付形　・ 自立形 ）
○ 電界強度測定及び受信調査（ ◎ 全チャンネル ）

8．テレビ電波障害防除設備　・ 事前調査　・ 機器類

⑨．監視カメラ設備　・ 白黒方式　○ カラー方式
○ 伝送方式（ ・ アナログ　○ ネットワーク ）

10．駐車場管制設備　・ 管制盤　・ 検知器（ ・ 光線式　・ ループコイル式）
・ 信号灯・警報灯　・ 発券機　・ カーゲート　・ カードリーダー

⑪．防犯・入退室管理設備　○ 設置工事（ ・ 本工事　○ 別途 ）

火災報知設備

①．工事範囲　○ 配管　○ 配線　○ 機器類

②．火災報知装置　○ 壁掛形　・ 自立形
・ 受信機　型　級　回線（　　アドレス）
○ 複合盤　Ｐ型　１級　１０回線（火報　５回線、自動閉鎖　２回線）
・ 副受信機　型　級　回線
○ 機器収容箱　○ 専用形（ ○ 埋込形　・ 露出形 ）　・ 屋内消火栓箱に組込み
○ 感知器類　型用　総数　個（ ○ 自動試験機能付 ）

③．非常警報装置　・ 非常ベル（自動式サイレンを含む）　○ 非常放送装置

④．自動閉鎖装置　・ 連動制御器
○ 自動閉鎖装置（ ○ 防火戸用　・ 防煙ダンパ用　・ 防火シャッター用 ）
・ 感知器

⑤．ガス漏れ火災警報装置　○ 受信機　回線（ ・ 都市ガス用　・ 液化石油ガス用）
・ 単独（ ・ 壁掛形　・ 自立形 ）　○ 火災受信機などとの複合盤
・ 検知器
・ 伸設　○ 連動
・ 定格電圧（ ・ ＡＣ１００Ｖ　○ ＤＣ２４Ｖ ）
・ ガス検知出力信号（ ・ 有電圧出力方式　○ 無電圧接点方式 ）

6．消火器類　・ 消火器　種別　・ 数量　本
・ 消火器収納箱　仕様　・ 材質　・ 数量　面

中央監視制御設備

1．工事範囲　・ 配管　・ 配線　・ 機器類

2．監視制御対象設備　・ 動力設備　・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 火災報知設備

3．表示操作盤　・ 壁掛形　・ 自立形
組込み機器　・　・
・　・

4．監視制御装置　構成機器　・ グラフィックパネル　・ 内照式液晶ディスプレイ　・ 操作卓
・ 監視操作装置　・ 信号処理装置　・ 伝送装置　・ 分散処理装置
・ 中央処理装置　・ 補助記憶装置　・ 記録装置　・ 電源装置
・ 帳票用印字装置（ ・ インクジェット式　・ 写真式 ）

構内配電線路

①．工事範囲　○ 管路　○ 配線　○ 機器類
（一部　既存再使用）

②．電気方式　○ 高圧　三相３線式　６ｋＶ　５０Ｈｚ
・ 低圧　三相３線式　２００Ｖ
・ 低圧　単相３線式　１００／２００Ｖ
・ 低圧　単相２線式　１００Ｖ

③．布設方法　◎ 地中埋設式（ ○ ＦＥＰ　・ ＧＬＴ　・ 厚鋼電線管 ）　・ 架空線式
（○ 一部　既存再使用）

④．柱上機器　○ 高圧負荷開閉器　・ 一般用　○ 耐重塩じん用
○ 地絡継電器付き　○ 方向性　・ 無方向性）
・ 避雷器　・ 一般用　・ 耐塩用
・ 高圧カットアウト，がいしなど　・ 一般用　・ 耐塩用

⑤．高圧ケーブルの端末処理　屋外側　・ 一般用　○ 耐塩用
◎ 処理者銘板取付（屋内外共，線名，作業日，氏名を表示）

⑥．その他　東京電力（株）外線工事基準（架空線編）に準ずる。

⑦．外灯設備　○ 定格電圧　１００Ｖ　Ｗ

8．沈下対策　地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は，沈下対策を施す。（　　）

⑨．標識シート　○ 高圧ケーブル　○ 低圧ケーブル

10．予備配管　屋外キュービクルから第１ハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ１００：１本）を設ける。
分電盤，動力盤から建物へのハンドホールまでの予備配管（ＦＥＰ８０：２本）を設ける。

構内通信線路

1．工事範囲　・ 管路　・ 配線

2．用途　・ 電話用　・ 時計，拡声用　・ 火災報知用

3．施工方法　※ 地中埋設式（ ・ ＦＥＰ　・ ＰＥ　・ 厚鋼電線管）　・ 架空線式

4．標識シート　・ 弱電用

表２「機器取付高さ」　図面に特記なき場合は下表による。ただし，これによりがたい場合は監督員と協議する。

電力共通	名称	測点	取付高（mm）
	取引用計器	地上～窓中心	約 1,800
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200
	分電盤	床上～中心	1,500(上端1,900以下)
電灯	スイッチ（一般）	床上～中心	1,300
	〃（和室）	〃	1,200
	コンセント（一般）	〃	300
	〃（和室）	〃	150～200
	〃（台上）	台上～中心	100
	〃（ファン用）	床上～下端	ファン下端
	〃（車庫）	〃	1,300
	〃（機械室）	〃	500～1,000
	〃（厨房）	〃	800～1,300
	〃（土間）	〃	800～1,300
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300
	〃（舞場）	〃	2,000～2,500
	〃（鏡上）	鏡上端～中心	150
	避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	開閉器箱	〃	1,500
	電磁開閉器用ボタン	〃	1,300
	非常ボタン(便所用)	床上～中心	900
身障者用	壁付インターホン(親機)	〃	1,300
	〃（玄関子機）	〃	1,100
	扉下表示灯(復旧ボタン付)	〃	1,300
	身障表示ランプ	〃	1,500
	スイッチ	〃	1,100

通信	名称	測点	取付高（mm）
電話	引込線留め高	地上～引込点	
	集合保安器箱	天井下～上端	200
	端子盤(廊下、室内)	床上～下端	300
	〃（ＥＰＳなど）	床上～中心	1,500
	壁付アウトレット（一般）	床上～中心	300
	〃（和室）		150～200
時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500(上端2,000以下)
	子時計	〃	2,300
拡声	壁掛形スピーカ	〃	2,300
	壁付アッテネータ	〃	1,300
	壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300
	〃（身体障害者）	〃	1,300
	壁付アウトレット(一般)	〃	300
	〃（和室）	〃	150～200
設備	機器収容箱	天井下～上端	200
	直列ユニット(一般)	床上～中心	300
	〃（和室）	〃	200
警報・表示等	表示盤	床上～中心	2,300
	壁付発信機	〃	1,300
	ベル，ブザー，チャイム	〃	2,300
	壁付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300
	〃（身体障害者玄関）	〃	900
火災報知設備	受信機	床上～中心	800～1,500
	副受信機	〃	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信機	〃	800～1,500
	表示灯	床上～中心	2,100
	ベル	〃	2,300
	液化石油ガス用検知器	床上～上端	250
	都市ガス用検知器（軽質）	天井～上端	150
	〃（重質）	床上～上端	250

「完成書類」関係
○ 見開き Ａ３（製本Ａ４判）　竣工図、施工図　－部
○ 完成図面電子データ（JIIM形式及びPDF形式）　1式
○ 本工事内容説明事項書に基づく市指定の工事書類　1式
○ 建築物等の維持・保全に関する資料　1式
○ その他監督職員が指示したもの　1式

工事写真
○ 作成する　・ 作成しない
工事写真は，「海老名市公共工事デジタル写真管理要領」により撮影する。

注記：機器及びシステム参考図について
本図面中で，機器又はシステムの品質・グレードを規定する目的で，対象品の寸法形状，諸元及びシステム構成等を参考図として記載している。
これらのものについては，その品質・性能が図面と同等品もしくはそれ以上のものを使用するものとする。

海老名市 Ebina City

図面名称	特記仕様書	図面番号
縮尺	N.S	E-01
件名	本庁舎無停電電源装置更新工事	

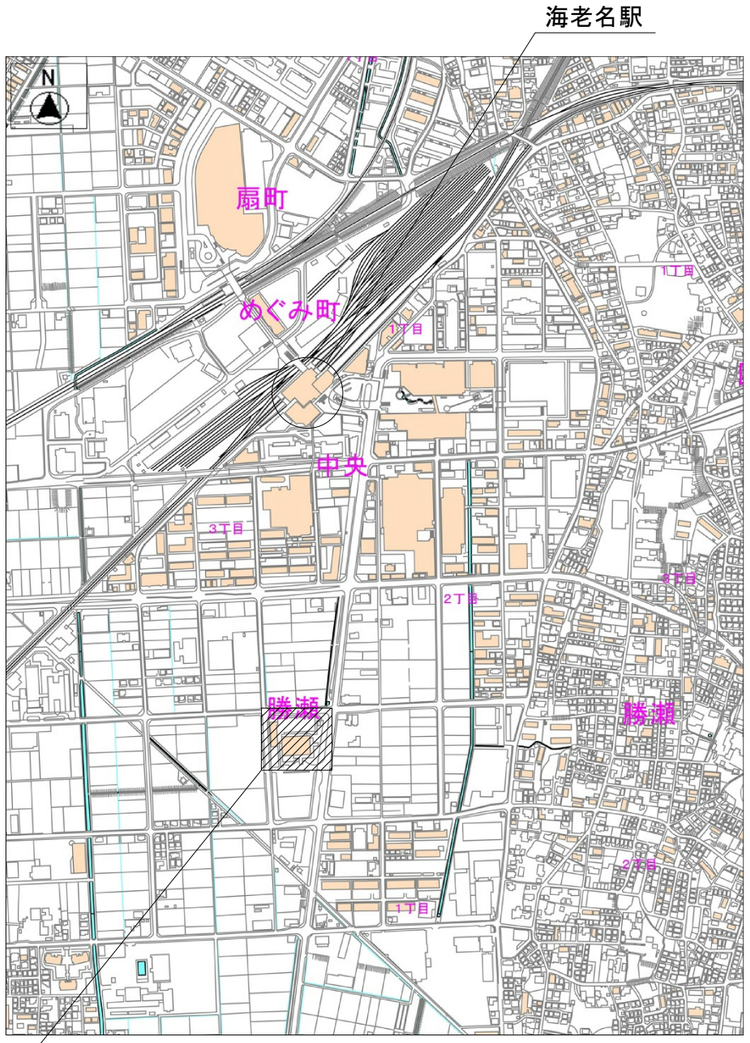

住所:海老名市勝瀬１７５番地の１

案　内　図

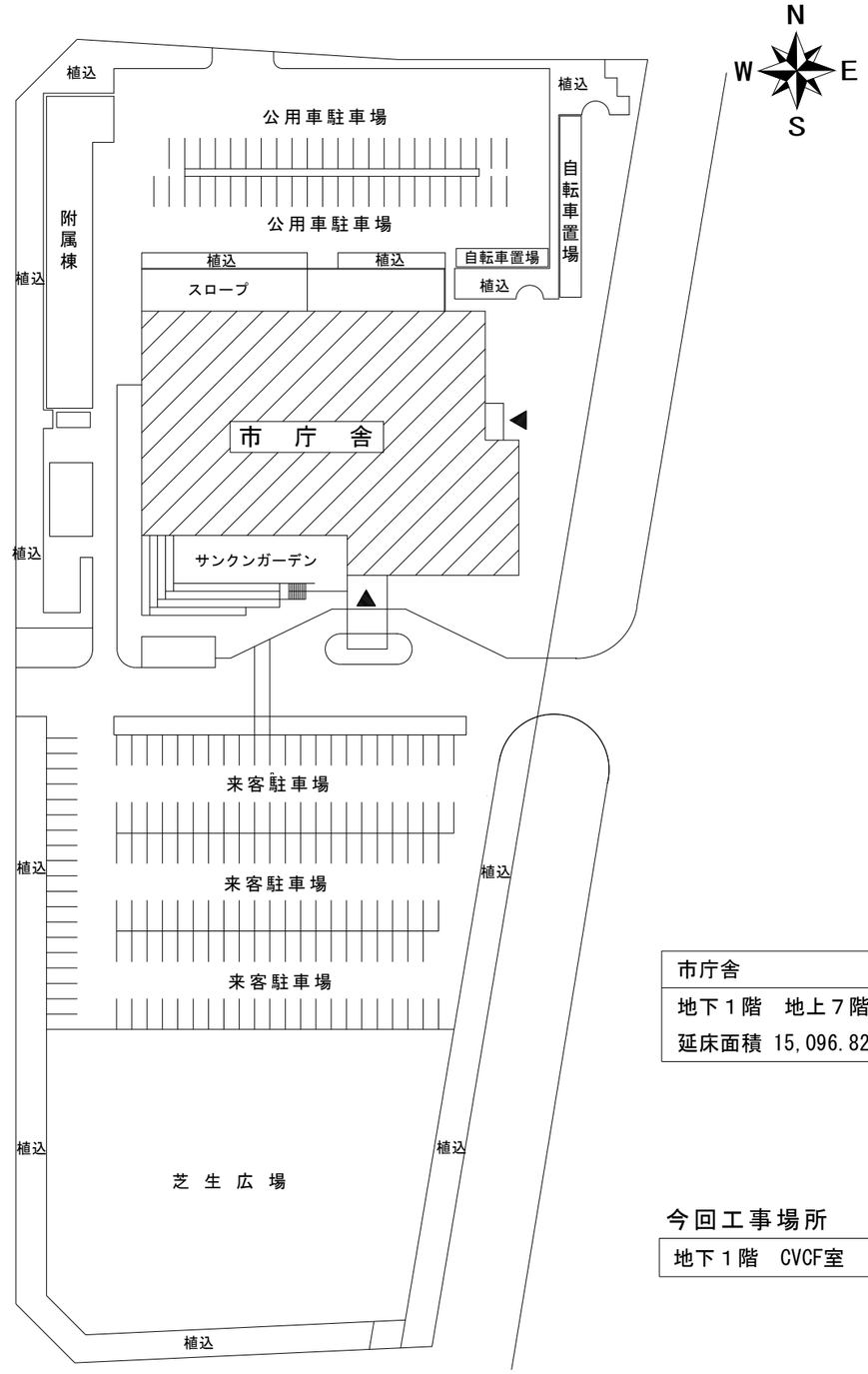

市庁舎
地下１階　地上７階建て
延床面積 15,096.82㎡

今回工事場所

地下１階　CVCF室

庁舎配置図

海老名市 Ebina City

図面名称	案内図・配置図	図面番号	E-02
縮尺	N.S		
件名	本庁舎無停電電源装置更新工事		

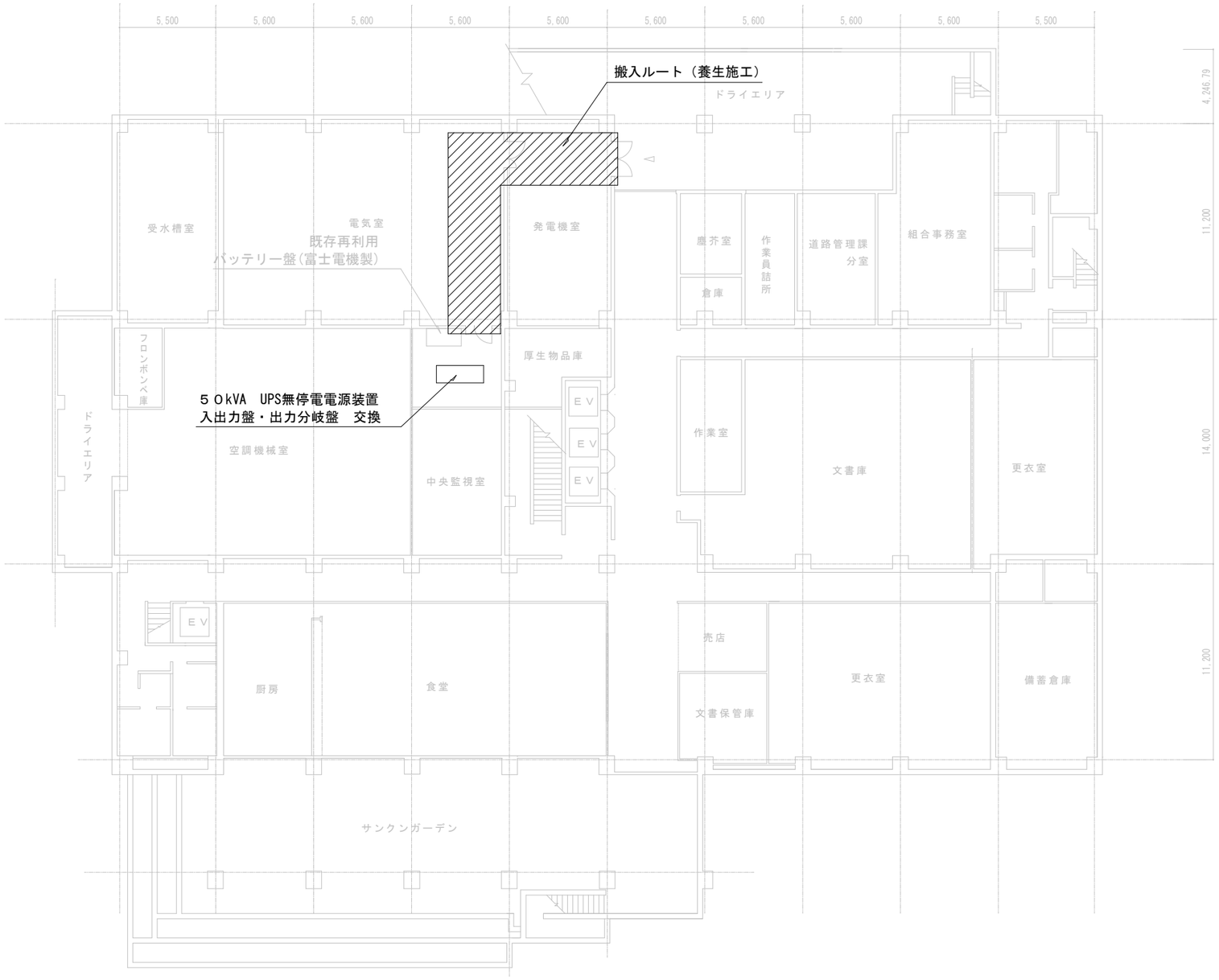

海老名市 Ebina City	図面名称	地下１階平面図・仮設計画図	図面番号
	縮尺	1/300	E-03
	件名	本庁舎無停電電源装置更新工事	

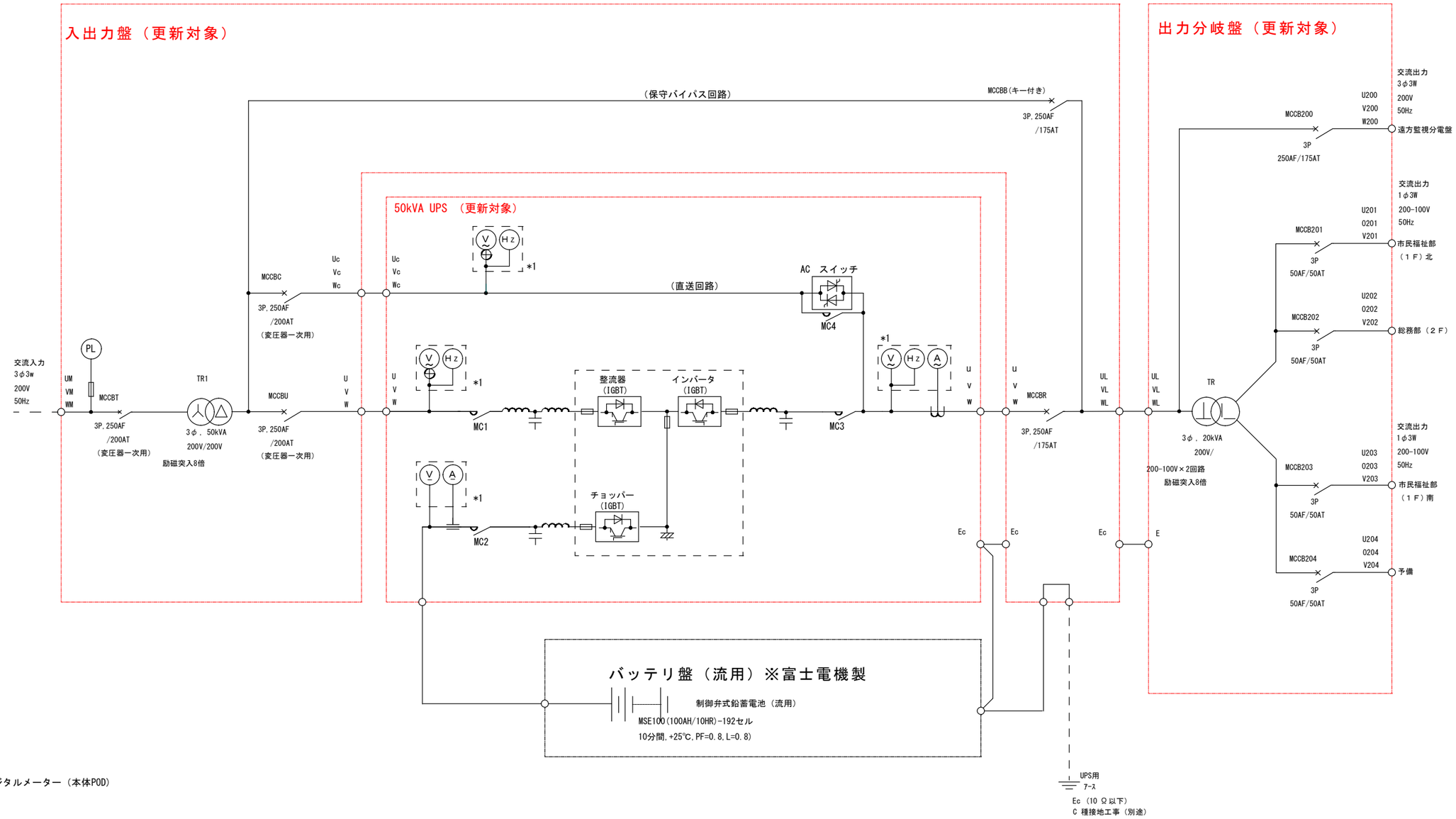

*1：ディジタルメーター（本体POD）

本工事範囲を示す。

海老名市 Ebina City	図面名称	新設総合単線結線図	図面番号
	縮尺	N.S	E-04
	件名	本庁舎無停電電源装置更新工事	

左 側 面 図

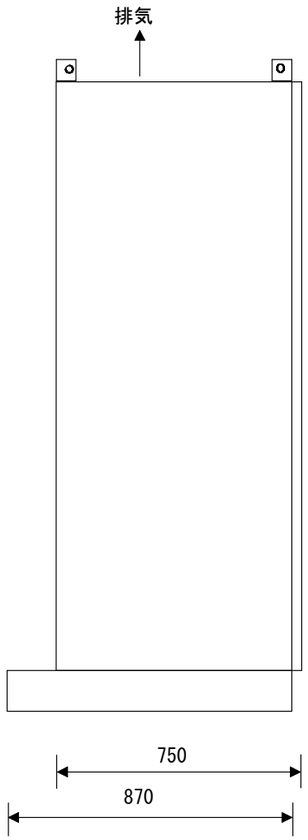

正 面 図

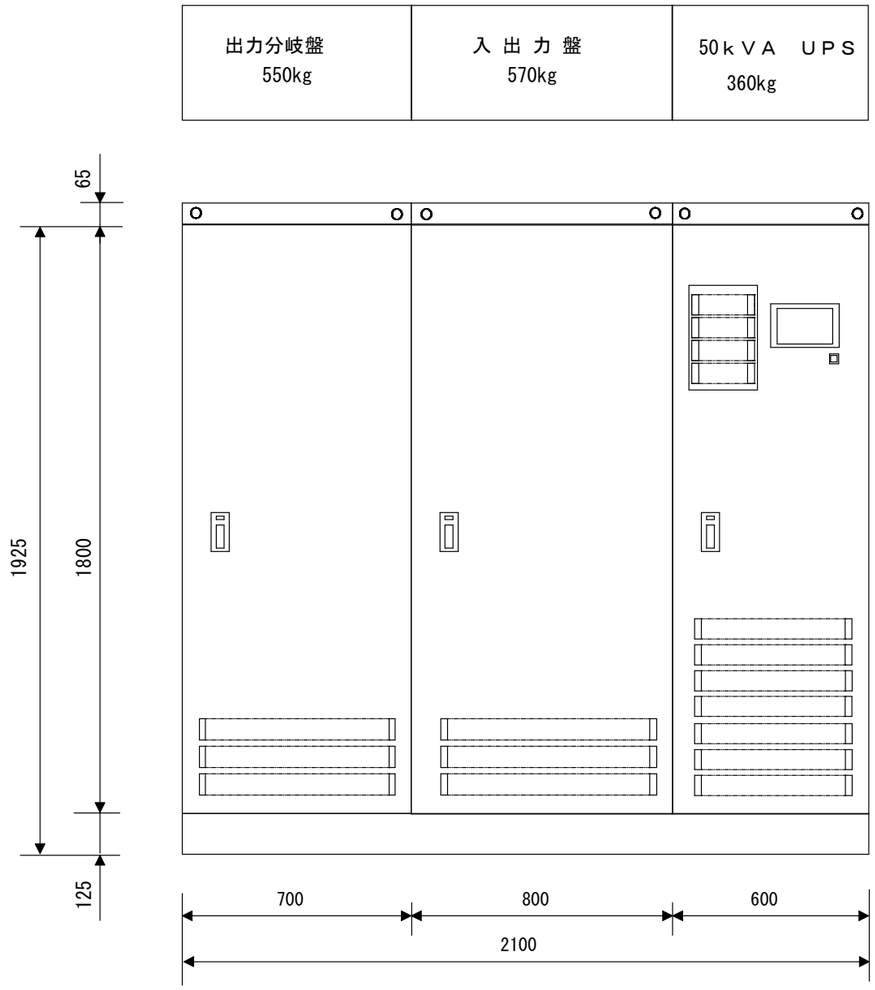

右 側 面 図

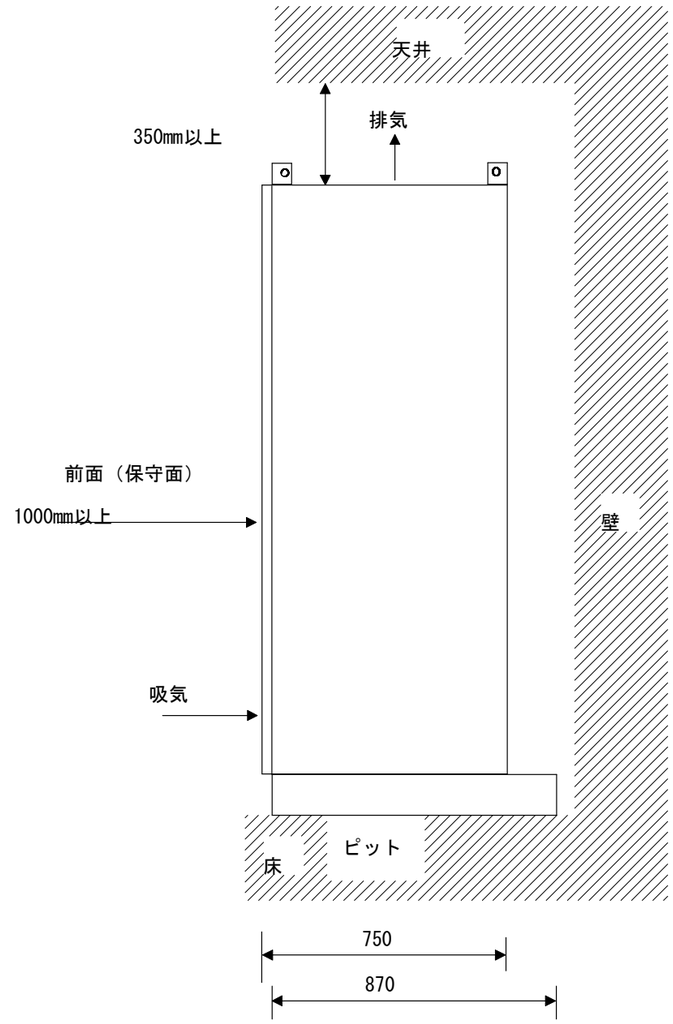

塗装色：5GY8.5/0.5、半ツヤ

海老名市
Ebina City

図面名称	新設盤外形図（参考）	図面番号	E-05
縮尺	N.S		
件名	本庁舎無停電電源装置更新工事		

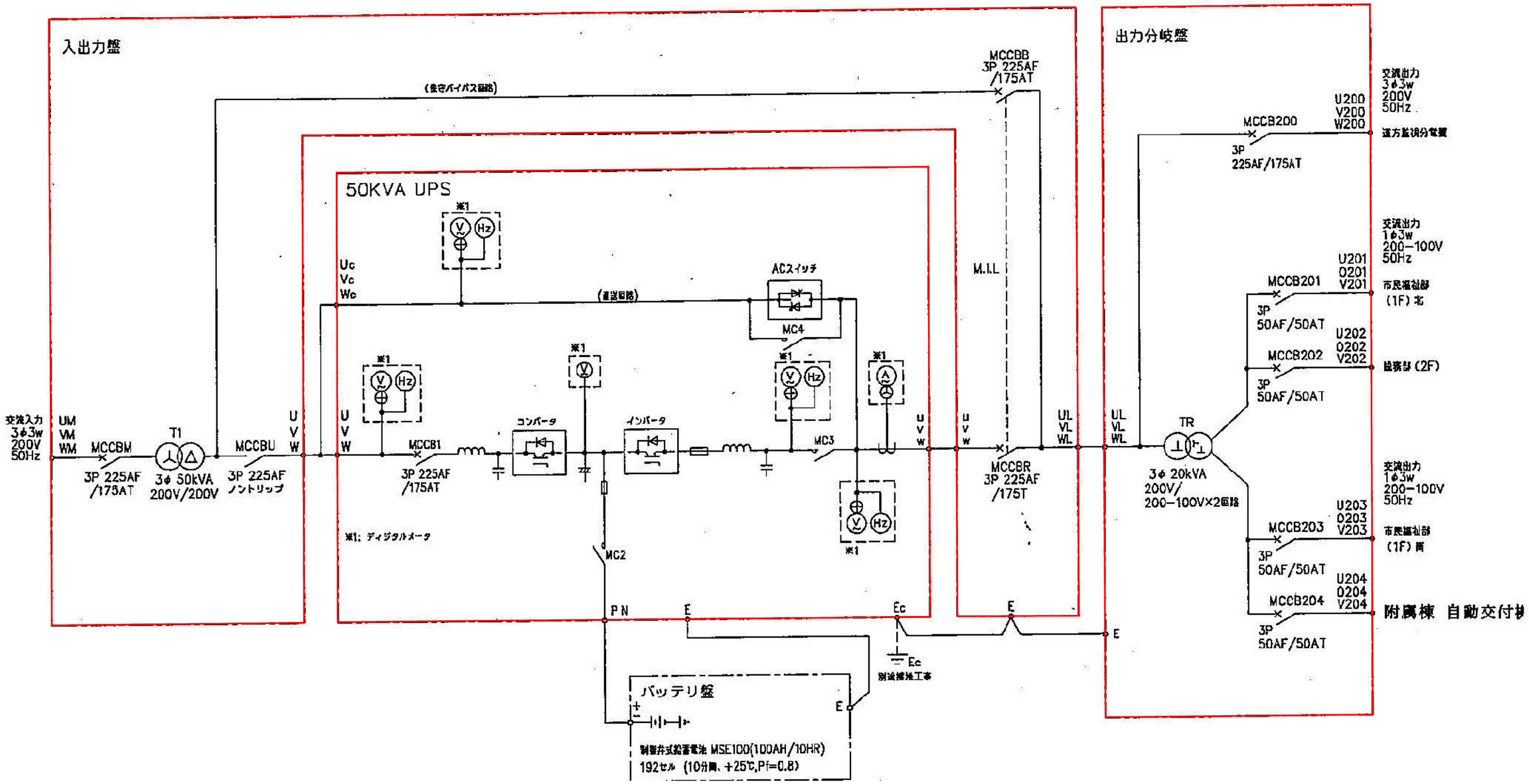

本工事撤去範囲を示す

海老名市 Ebina City	図面名称	既設総合単線結線図	図面番号
	縮尺	N.S	E-06
	件名	本庁舎無停電電源装置更新工事	

出力分岐盤	入出力盤	50kVA UPS

左側面図

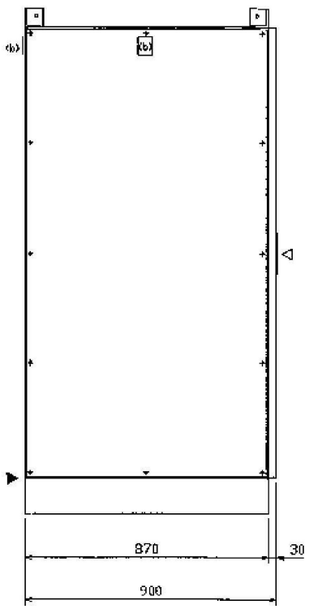

正面図

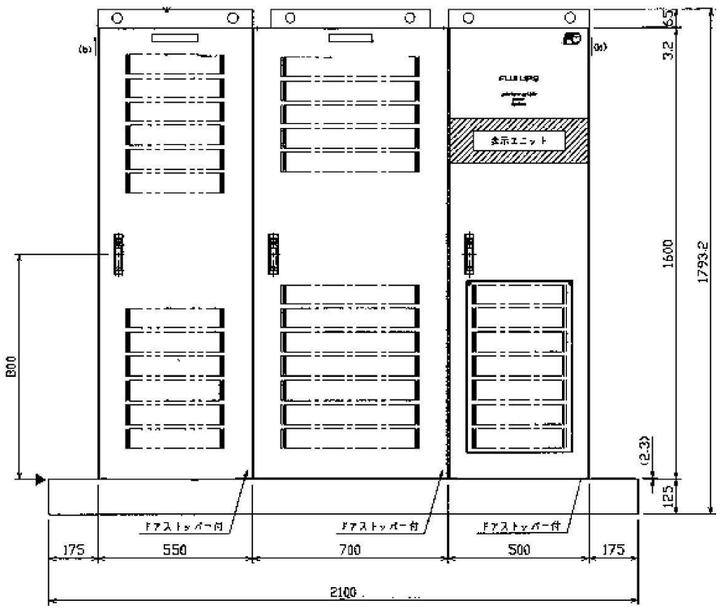

右側面図

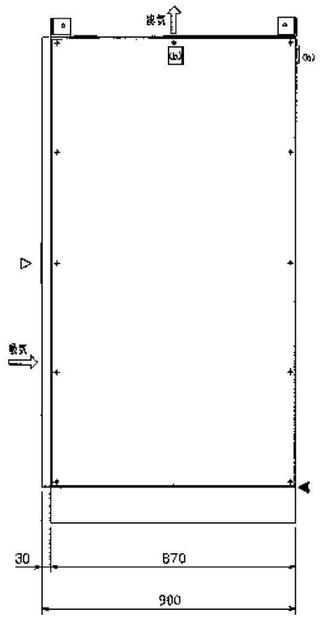

基礎図

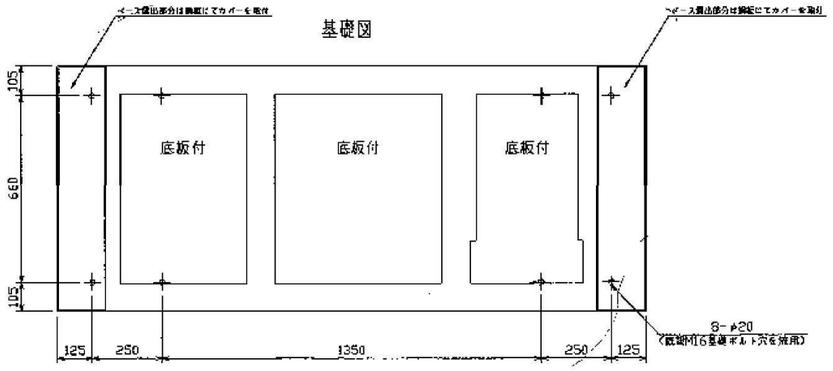

注記)

1. △：正面側を示す。
2. ▲：分割箇所を示す。
3. 塗装色：マンセル5GY8.5/0.5(キシャ)
4. 把手：クキガシ　A-160-1-1 (キ-No.550)
5. (b)は安全用表示ラベル

海老名市 Ebina City	図面名称	既設盤外形図（参考）	図面番号
	縮尺	N.S	E-07
	件名	本庁舎無停電電源装置更新工事	